

建築物の概要書

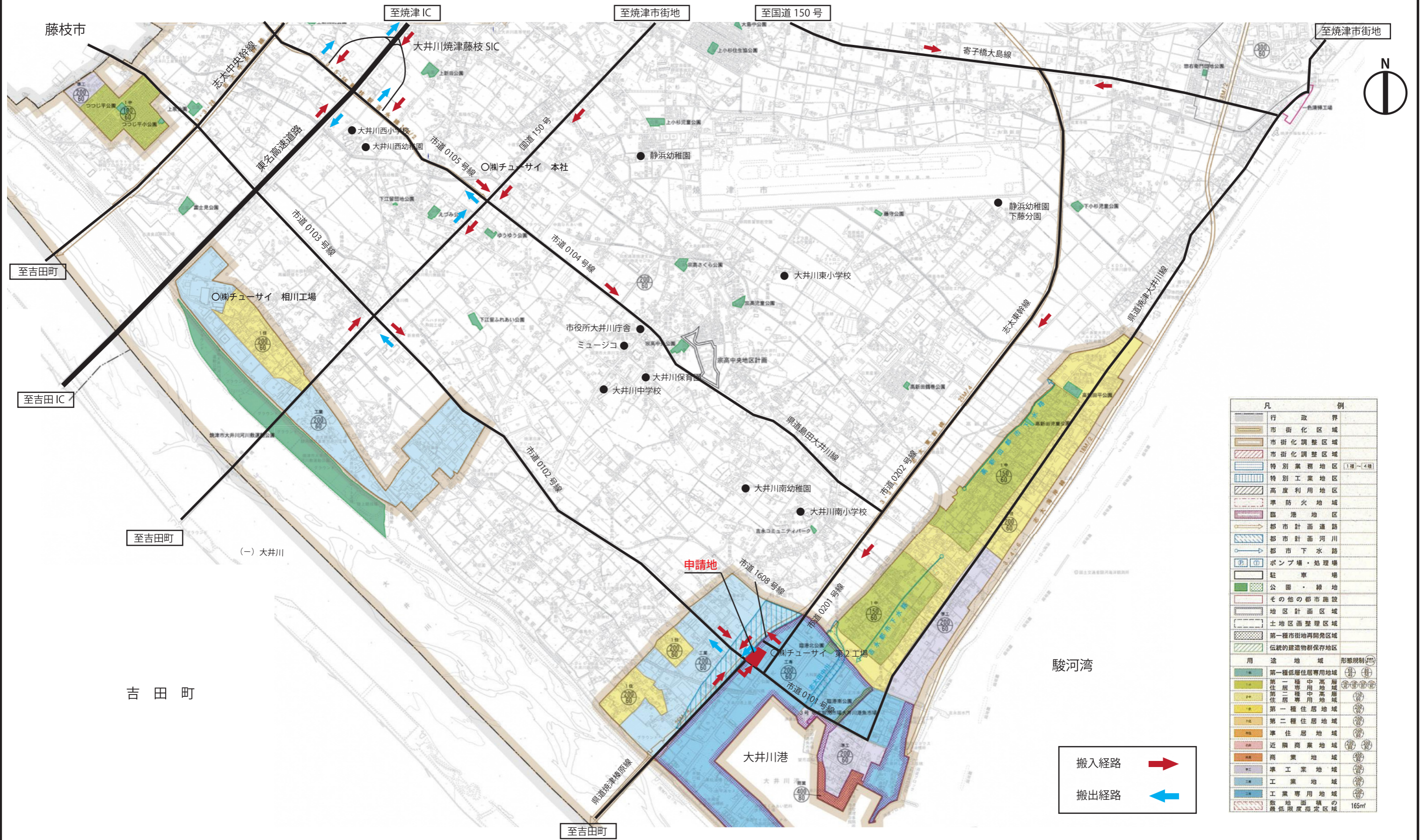
建築主住所氏名	株式会社チューサイ 代表取締役 渡辺 和良 静岡県焼津市上新田 1019 番地
敷地の位置	静岡県焼津市利右衛門字天王 1238 番 1、1239 番 1、1240 番 1、1241 番 1（工業専用地域）
敷地面積	2,854.71 m ²
建築面積	870.54 m ² （すべて既存）
延べ面積	1,007.47 m ² （すべて既存）
構造	鉄骨造
用途	産業廃棄物処理施設
主な施設	産業廃棄物破碎施設
処理能力	廃プラスチック類 破碎 102.00t/日 (52.8 t/日+49.2 t/日)
稼働時間	24 時間
適用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

理 由

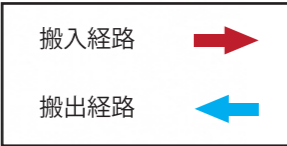
株式会社チューサイは、申請地（工業専用地域内）において産業廃棄物である廃プラスチック等の破碎処理を行うとともに、併せて廃プラスチック等の固形燃料化による再資源化を行っている。

申請施設は、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号チの規定による処理能力が 1 日当り 6 t を超える廃プラスチック類の破碎施設として、平成 30 年 2 月に建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を取得している。

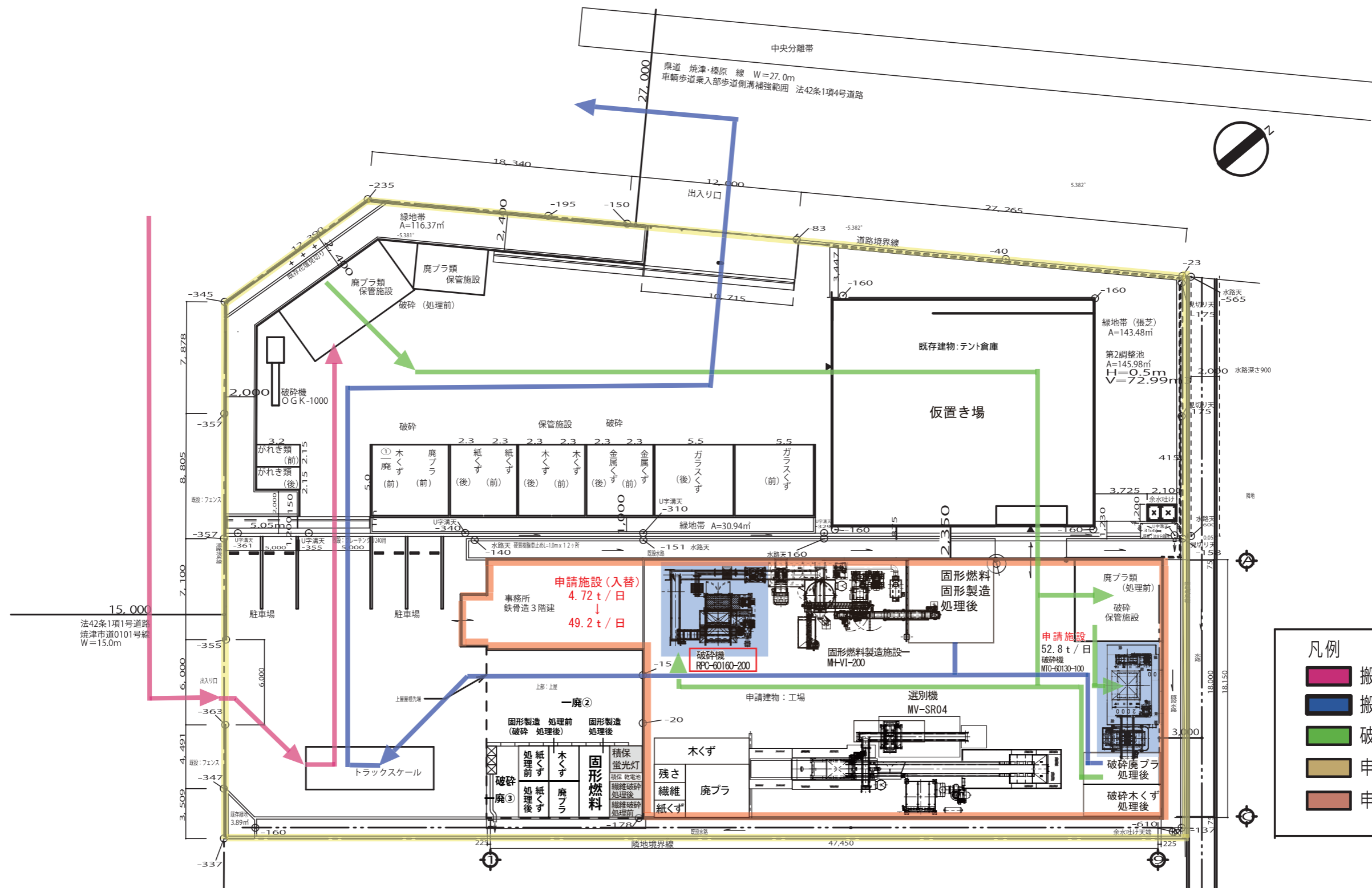
当該許可時の廃プラスチック類の破碎処理能力は、57.52 t/日（52.8 t/日 + 4.72 t/日）であったが、この度、既存の破碎機（4.72 t/日）を新たな破碎機（49.2 t/日）に入替ることで、入替後の破碎処理能力が 102.00 t/日となり、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号に定める再許可不要の範囲（許可時の処理能力の 1.5 倍）を超えることから、改めて建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となった。なお、入替に伴う敷地の拡張、建築物等の増改築は行わない。



凡 例	
	行政界
	市街化区域
	市街化調整区域
	特別業務地区 1種～4種
	特別工業地区
	高度利用地区
	準防火地域
	臨港地区
	都市計画道路
	都市計画河川
	都市下水路
	ポンプ場・処理場
	駐 車 場
	公園・緑地
	その他の都市施設
	地区計画区域
	土地区画整理区域
	第一種市街地再開発区域
	伝統的建造物群保存地区
用途地域	形態規制
	第一種低層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	敷地面積の最低限度指定区域 165㎡







凡例

- 搬入経路
- 搬出経路
- 破碎処理経路
- 申請敷地
- 申請建物

配置図 S=1:300